

松岡ゼミ・山本ゼミ対抗ディベート

2009年7月15日

1. ケース

現在から約19年前の1990年に、当時41歳であったXは、退職直後に亡くなった父親の退職金2000万円が遊休資金となっていたところ、Y保険会社のセールスマンAから非常に有利な投資先だとの強い勧誘を受けて、20年満期の本件変額保険契約を結んだ。しかし、その後のバブル経済の崩壊で株価が低迷し、運用益がマイナスに転じたため、最低保証のある死亡・高度障害の場合を除いて、保険金や解約返戻金の額は、当初の一時払保険料を大幅に割り込む事態となった。

そこで、1992年頃、Xは、Yに対し、Aの勧誘時の説明とまったく異なる事態となって予想外の損害を受けているとして強く抗議し、契約をなかったことにして支払った一時払保険料2000万円を返して欲しい旨を何度も要望したが、Yはこれを拒んだ。この当時、変額保険問題がようやく社会問題となりつつあったが、まだ、契約の錯誤無効や保険会社の損害賠償責任を認める判決は登場していなかった。Xが足繁く通った法律相談でも、多くの弁護士や大学教授から、「Yの説明義務が認められるかどうか難しい。また、Aの勧誘の仕方について細かいところまで立証できないと、過失があったと裁判所に認めてもらうことはできないだろう。仮に、Yの説明義務違反を問えたとしても、Xもよく考えずにAの説明を鵜呑みにしたところもあるので、過失相殺がされる可能性が高く、リスクの多い訴訟を何年かかけて行っても、せいぜい支払った金額の半分程度戻ってくれば上等で、そこからさらに訴訟費用などが差し引かれてしまう。高額な死亡保証はあるのだし、満期はあなたの定年の頃だから、景気は回復しているかもしれない」と説得された。その当時すでにAはYを退職して連絡が取れなくなっており、勧誘当時の証言を得ることも期待できなかったので、Xは、結局訴訟を起こすことはなく、半ば諦めていた。

その後、株価は2000年代に入って回復する傾向を見せたので、Xは安心していたところ、2008年9月のリーマンショック以後の世界同時不況で、また株価が急落してしまい、人員整理で失職していたXが生活資金として期待していた2009年の満期返戻金は、非常に少額になってしまいそうであった。ちょうどその頃、ある雑誌の記事で、バブル期に保険会社が行っていた無茶苦茶な契約勧誘の方法を告発するものがあり、そこでは目隠し写真として掲載されていたAがXとの契約の事例などを挙げているのを発見した。Aに連絡を取ることができたXは、今さらAの責任を問うことはできないし、その意思もないことを告げて、裁判になった場合に証言をしてくれる旨の確約を得た。その証言テープや当時の契約書などを持参して弁護士に相談したところ、ここまで証言してもらえらるなら、いくつかの裁判例に照らして、間違いなく裁判所に錯誤無効を認めてもらえる、と勇気づけられた。

そこで、XはYに対して、本件変額保険契約の無効を主張し、一時払保険料2000万円全額の返還を求めた。これに対し、Yは、Xに錯誤があったとしてもXの返還請求は認められないこと、またかりに認められる余地があるとしても、返還すべき額は2000万円よりも少なくなることを主張した。

2. 参考資料

- A) 山本敬三『民法講義 I 総則』（有斐閣・第2版・2001年）280～293頁
後藤卷則「日本における相対無効」椿寿夫編『法律行為無効の研究』（日本評論社・2001年）165頁
- B) 松岡久和「原状回復法と損害賠償法」奥田昌道編『取引関係における違法行為とその法的処理
— 制度間競合論の視点から』（有斐閣・1996年）54頁（ジュリスト1095号86頁）
橋本佳幸「取引的不法行為における過失相殺」奥田編・前掲129頁（ジュリスト1094号147頁）
山本敬三「取引関係における違法行為をめぐる制度間競合論 — 総括」奥田編・前掲186頁（ジュリス
スト1097号116頁）
林幸司「錯誤無効の『取消への接近』とその限界」椿編・前掲729頁